

平成21年度

農山漁村環境力強化実証事業

募 集 要 領

平成22年1月

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課

1 総則

農山漁村環境力強化実証事業（以下「本事業」という。）の募集については、この要領に定める。

本事業は、この要領のほか、次に掲げる要綱等により実施するものとする。

- ・ 農山漁村環境力強化実証事業実施要綱（平成 22 年 1 月 28 日付け 21 環第 190 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）
- ・ 農山漁村環境力強化実証事業実施要領（平成 22 年 1 月 28 日付け 21 環第 191 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「実施要領」という。）
- ・ 農山漁村環境力強化実証事業費補助金交付要綱（平成 22 年 1 月 28 日付け 21 環第 192 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）

2 事業概要

(1) 目的

地球温暖化対策の推進が強く求められる状況の中で、農山漁村は太陽光、風力、水力、バイオマスの各資源が豊富に存在し、広い空間があることから再生可能エネルギー供給施設の設置も比較的容易であり、その活用は極めて効果的である。

こうした中、これまで太陽光発電、小水力発電、バイオマス利用の事業が推進されてきたが、最近の農山漁村地域の状況変化や技術の進歩を踏まえれば、農山漁村地域における低炭素社会の実現と地域の活性化の双方を満たす事業として成り立つ可能性があり、技術的課題の検証を行うことが必要となっている。

一方、これらの取組は、導入する発電装置等が農林水産業の生産活動、景観、生物生存環境、住民生活等と調和的である必要があるとともに、再生可能エネルギーの地産地消を推進していく観点から、農山漁村地域における再生可能エネルギー製造装置の導入・利用に関する方針を明確にしていくことが重要である。

このような状況を踏まえ、再生可能エネルギーを活用した農山漁村地域における低炭素社会の実現と、地域経済の活性化に資する太陽光発電技術の実証を行うこととする。

(2) 内容

農山漁村地域における循環型社会の形成、エネルギーの地産地消を図るため、中空設置型太陽光パネル等農山漁村地域と調和する再生可能エネル

ギー供給システムの実証を支援する。

(3) 助成対象事業及び経費

助成措置の対象となる事業及び経費は、表－1、実施要綱別表及び実施要領別表、交付要綱別表のとおりとする。

表－1 助成対象経費の範囲

<再生可能エネルギー供給施設整備費>

区分	内容
工事費	直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等施設整備に必要な経費
機械器具費	工事の施工に必要な試験器具の購入に必要な経費

<再生可能エネルギー導入等推進事業費>

区分	内容
測量及び試験費	工事に必要な調査、設計、測量及び試験等に必要な経費で、コンサルタント等に委託する場合の経費を含む
報償費	謝礼金
旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、日額旅費）
機械・備品費	機械装置・器具等購入費（50万円以上のものに限る）
光熱水料費	電気、ガス、水道料
燃料費	燃料費（灯油、重油等）費
役務費	通信運搬費、筆耕翻訳料、保険料
委託料	コンサルタント等の委託料（広告普及掲載料等を含む）
使用料及び賃借料	自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料、借料及び損料並びに有料道路通行料
研究機材費	研究開発に必要な機械・装置若しくは工具・器具の購入、外注加工、試作、改良、据付け、修繕又は保守に要する経費
消耗品費	上記に該当しない事務用品等

(4) 助成金等

助成対象となる事業費の総額の上限及び補助率は表－2のとおりとする。

表－２ 助成費の総額及び補助率

経費	金額	補助率	備考
再生可能エネルギー供給施設整備費	350,000 千円	1/2 以内	中空設置型等太陽光パネル 100kW 以上
再生可能エネルギー導入等推進事業費	454,000 千円	定額	

(5) 事業実施主体

事業実施主体は、以下のいずれかに該当する法人又は団体等であって、事業を的確に遂行するに足る組織体制、人員、財政基盤、技術的能力等を有していること及び資金管理等について事業を円滑に遂行するために必要な能力を有していることとする。

- ① 民間事業者
- ② NPO法人
- ③ 公社
- ④ 農林漁業者の組織する団体
- ⑤ 第3セクター
- ⑥ 消費生活協同組合
- ⑦ 事業協同組合
- ⑧ その他農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長が適当と認める者

(6) 事業実施期間

交付決定日から平成22年3月31日（火）までとする。

(7) 募集期間

本募集要領公表時から2月5日（金）までとする。

3 提出書類

(1) 提出書類

事業を実施しようとする事業実施主体は、以下の書類を郵送又は持参により提出するものとする。

- ① 事業実施計画書（実施要領別記様式第1号）
- ② 事業実施主体の概要がわかる資料（様式任意）

(2) 提出期限

平成22年2月5日（金）17時必着。

(3) 受付時間等

- ① 受付曜日：月曜日から金曜日
- ② 受付時間：10:00～12:00 及び 13:00～17:00

(4) 提出部数 正副それぞれ1部

(5) 提出場所

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課バイオマス推進室
(南別館2F ドア番号別211)
電話番号：03-3502-8466 FAX 番号：03-3502-8274
担当者：福田、村本

(6) その他

- ① 提出された書類は、返却しない。
- ② 提出された書類の変更又は取り消しはできない。
- ③ 事業実施計画書等は、審査以外には無断で使用しない。
- ④ 事業実施計画書等に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- ⑤ 事業実施計画書等に使用する言語は、日本語とする。

4 審査方法

- (1) 事業実施主体の選定に当たっては、5に定める審査基準に基づき書面審査を実施し、採択の可否を決定する。
- (2) 審査の内容については非公開とする。

5 審査基準

事業実施計画書の審査に当たっては、次の審査の観点に基づき審査を行う。

(審査の観点)

- ① 事業の目的との整合性
- ② 事業実施主体の適格性
- ③ 事業内容及び実施方法の妥当性
- ④ 事業の経済性
- ⑤ 事業の実効性

6 応募に要する経費の負担

事業実施計画書の作成等応募に要する費用は、選定の成否を問わず、参加者が負担するものとする。

7 問い合わせ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課バイオマス推進室

(南別館2F ドア番号別211)

電話番号：03-3502-8466 FAX 番号：03-3502-8274

担当者：福田、村本